

仙台市立岩切小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月

1 目的

いじめは、人として決して許されない行為である。いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

仙台市立岩切小学校（以下「本校」という。）においては、これまでも、前述のとおり、「いじめは決して許されない行為である」との認識のもと、いじめの防止と対策などにあたってきたところである。

このたび、いじめ防止推進対策法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、本校においては、法第13条の規定に基づき、「仙台市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という）を踏まえて、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、「仙台市立岩切小学校いじめ防止基本方針」をここに策定する。

2 基本的考え方

（1）いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校においては、法第3条に規定されている基本理念を踏まえ、いじめの防止等の対策に、教職員一丸となって取り組んでいく。

＜いじめの防止等に関する基本理念＞（法第3条から）

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（2）いじめの定義

＜いじめの定義＞（法第2条から）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記のいじめの定義を踏まえ、いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうるものである、との認識をもって、対応にあたる。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って、行うものとする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。以下は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという考え方には間違っている。
- いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) いじめの防止等に関する基本的考え方

本校においては、市基本方針に基づき、特に次のこと留意して、「いじめのない岩切小学校」にするために、学校教職員が一丸となって、家庭や地域、関係機関等との連携のもと、取り組むものとする。

① いじめの未然防止

いじめのない学校・学級づくりの基盤となるものは、児童一人一人が、生命の大切さを学び、他を思いやる心を持ち、「いじめは絶対に許されない」という認識を持つことが必要である。そのためには、本校では特に、思いやりの心を育む道徳教育や対人関係能力を培う特別活動、自尊感情を高める生徒指導を中心に、学校教育活動全体を通じた計画的な指導を行う。それらの活動の中で、いじめの問題を児童自身が深く考える機会を設けることや、児童のいじめをなくそうとする思いや行動を支援していくことが重要である。

学校だより「巖」や生徒指導だより「爽風」等によって、いじめの問題についての保護者・地域の方々への広報に努めながら、保護者・地域・学校の三者が共通認識のもと、連携していじめの防止等に取り組んでいくことが重要である。

また、教職員一人一人が、インターネット等によるいじめや障害のある児童がいじめの当事者である場合などを含めて、いじめの問題の特性を十分理解したうえで、適切に対処できるよう、計画的な校内研修を実施し、教職員の資質の向上を図ることも必要である。

② いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるもの」との認識のもと、全教職員が児童の日常的な健康観察や行動観察を丁寧に行い、いじめの兆候やサインを見逃さないようにする必要がある。

さらには、日頃から、児童や保護者が相談しやすい体制をつくり、その積極的な周知を図るとともに、全市一斉の「いじめ実態把握調査」のほか、本校独自の全児童対象アンケート調査「気持ち調査」や学級担任による個別面談を計画的に実施したり、必要に応じてチャンス相談を実施し、いじめの早期発見にあたることが重要である。

また、いじめの発見のための情報の集約化や組織的な把握のための校内体制づくりも不可欠である。

③ いじめへの早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員のみで対応せず、教頭、生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭で組織する相談部に情報を入れる。相談部は、速やかに校長に報告し指示を受け、関係教職員（教頭、主幹教諭、生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、学級担任、養護教諭及び生徒指導支援員、スクールカウンセラー）と情報共有を行い、学校対策委員会を開催し、学校としての組織的な対応を迅速に行う。

いじめられた児童及びいじめた児童への対応は、特に次に掲げる点に留意しながら、個別・丁寧な指導を行うとともに、双方の保護者にも十分説明のうえ、適切な連携を図ることが不可欠である。

なお、いじめが一旦解決したと思われる場合でも、いじめが教職員の見えないところで続いている場合、解決はしたが児童の心のケアが必要なケースもあったりすることも考えられることから、注意深く継続的に見守り、必要な対応・指導を行うこと、さらには、進級・進学などによる引継ぎも適切に行っていくことが大切である。

- いじめられた児童に対しては、必ず守り通すという姿勢を明確にして、児童の心の安定を図りながら対応することを基本とする。
- いじめた児童には、いじめられた児童の苦痛を理解させ、いじめが人間として行ってはいけない行為であることが自覚できるように指導する。

④家庭や地域との連携

いじめをなくしていくためには学校内外における取組が必要であり、いじめの問題に関する共通理解のもと、家庭や地域との緊密な連携が不可欠である。

また、いじめの早期発見・迅速な対応という趣旨のみでなく、児童の生命を大切にする心、他者を思いやり、協力する態度を育むうえからも、本校における故郷復興プロジェクトの取組、あいさつ運動の取組、学校支援地域本部や各町内会との共催事業の実施にも取り組んでいく。

⑤関係機関との連携

いじめの防止や早期発見などのためには、地域の関係施設・関係機関との連携が重要である。

特に本校においては、岩切学区青少年健全育成協議会、岩切中学校、洞の口交番、今市交番、児童相談所、岩切児童館や岩切市民センターなどとの協力・連携体制をとって、取組を進めていく。

3 いじめの防止等のための対策の内容

(1) いじめの防止等の対策のための組織

① 岩切小学校いじめ防止等対策委員会（いじめの防止等の対策のための組織）

本校においては、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「岩切小学校いじめ防止等対策委員会」（以下「本校対策委員会」という。）を設置する。

委員会の構成は、基本的に、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーとし、具体的には、校長が必要に応じて、学校評議員、学校医、PTA役員等の意見を伺う。

なお、内容や案件によって、校長は、他の必要な教職員や学校関係者等の出席を求めることができる。

本校対策委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- ア いじめの防止に係る取組の計画及び実施に関すること。
- イ いじめに係る情報の共有に関すること。
- ウ いじめが発生した場合における対応に関すること。
- エ その他、校長が必要と認める事項に関すること。
- オ その他いじめの防止等に関する重要事項

② 岩切小学校いじめ調査委員会（いじめの重大事態発生の場合の調査組織）

法第28条第1項に定めるいじめの重大事態が発生し、市教育委員会より、学校が主体となった調査を行うように指示があった場合には、校長は、「岩切小学校いじめ防止等対策委員会」を母体にし、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、「岩切小学校いじめ調査委員会」を設置して調査を行う。

具体的には、あらかじめ校長が「岩切小学校いじめ調査委員会設置要項」を定めて置き、対象事案が発生した場合には、委員を任命し、迅速に対応する。

(2) いじめの防止等に関する取組

① いじめの未然防止

- いじめについて児童自らが深く考える機会とすることを目的として、例年11月の「いじめゼロ・キャンペーン」期間中の自主的な取組について、児童会による活動を促し支援する。
- 児童がいじめに向かわない心や態度の育成のために、「生命を大切にし、お互いの人格を尊重すること」「相手への思いやり、正義・勇気等、心を育むこと」を目標として、道徳教育に取り組む。

なお、実施にあたっては、道徳教育の全体計画や各学年の年間指導計画に基づき、取り組むものとする。また、毎月1回、「こころの日（16日）」を設定し、「わたしたちの道徳」（平成26年度全面改訂）等を活用して、自分の心を見つめ、行動を振り返る機会を持たせる。

○対人関係能力（特に友達とのコミュニケーション）を培う特別活動を推進する。

- ・異学年交流を推進する。
- ・児童の自発的な活動を支える委員会、クラブ活動の充実を図る。
- ・児童が主体的に取り組める体験活動を展開する。

○児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ・日々の活動の中で、児童が自分で選択したり、決定して実行したりする場の設定し、教師がプラスに評価することで、一人一人の児童に存在感を与える。
- ・互いに意見や考え方を肯定的に認め合うペアやグループ学習を展開し、共感的な人間関係を育てる。

○生命の尊さ、いじめの理解を促すため、防災訓練時に、生命・人権を考える時間を設け、作文等に取り組む。校内放送や学校だより等で優秀作品を紹介する取組を行う。

○学級経営の柱の一つとして、「いじめを生まない学級風土の醸成」を目指す。

- ・担任が友情や生命の大切さについて常にメッセージを発信している。
- ・児童と担任が強い信頼で結ばれ、何でも相談できる雰囲気がある。
- ・担任は、一人一人のよさを認め、児童同士は成長を喜び合い、高め合う関係がある。
- ・教室がきちんと整理整頓され、落ち着きのある環境にある。

○いじめ問題に関する啓発と対応への連携のため、いじめの防止等に関する学校の取組状況などについて、学校だより「巖」や生徒指導だより「爽風」等を通じて保護者や地域の方々へお知らせする。

○いじめの防止等の対策に係る教職員の資質の向上を図るため、市教育委員会主催等の会議研修会に積極的に参加するとともに、学校対策委員会の主催により校内研修を行う。

② いじめの早期発見

○いじめの相談は全教員が対応するものとするが、相談体制としては、特に次に掲げるものを基本とする。具体的には、毎年度、校長が学校の状況を踏まえて決定し、児童、保護者等に周知を図る。

- | | |
|-------------|---|
| ○ 児童 | …… 担任、学年の教師、養護教諭、生徒指導支援員、
スクールカウンセラーなど |
| ○ 保護者・地域の皆様 | …… 教頭、主幹教諭、学年主任、担任、生徒指導主任、
養護教諭等 |

○いじめ実態把握調査のほかに、全児童対象の本校独自のアンケート調査「気持ち調査」を毎年6月と2月に実施する。

○いじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するため、夏休み期間中に保護者との面談を実施する。

○いじめの情報を把握した場合の情報の集約化、いじめの発見・把握のための注意事項など、いじめの把握・管理に係る校内体制の整備を行う。

③ いじめへの早期対応

○事実確認の調査、その後の対応、改善指導など、本校としてのいじめに対する対処にあたっては、学校対策委員会が作成した「岩切小学校いじめ防止基本方針」をもとに、個々の事案の内容を踏まえて、学校対策委員会を中心に、適切に対応する。

○いじめの問題に関する指導記録を作成のうえ、進級にあたっての校内での情報共有を図るとともに、転校や進学にあたっては、個人情報にも留意しながら、適切な引継ぎに努める。

④ 地域や家庭との連携

- P T Aとの共催も視野に入れて、いじめの理解・啓発に関する取組や研修会を実施する。特に、インターネットやメール等を利用したいじめの防止に関するものを重点課題として進める。
- いじめ防止基本方針やそれに基づく実施状況等を、学校ホームページや学校だより「巖」、生徒指導だより「爽風」により、保護者、地域の方々へ周知する。
- 本校の「児童による故郷復興プロジェクト」において、「自分たちが地域のためにできること」をテーマに、児童による地域へのボランティア活動、児童と地域の方々とが交流する内容を取り入れて実施する。具体的には、毎年度の故郷復興プロジェクトにおいて、企画・実施する。

⑤ 関係機関との連携

- いじめを含めた児童の非行や問題行動などの未然防止、早期発見を図るため、地域における青少年健全育成事業などを、岩切学区青少年健全育成協議会をはじめ、地域団体、地域の関係機関との協働により取り組む。

(3) 重大事態への対処

① 重大事態の意味

いじめの重大事態については、法第28条第1項に、次に掲げる場合として、規定がある。

- | | |
|---|--|
| ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 | ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |
|---|--|

また、この場合の例として、

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○児童が自殺を企図した場合 | ○身体に重大な傷害を負った場合 |
| ○金品等に重大な被害を被った場合 | ○精神性の疾患を発症した場合 |
- などが考えられる。

② 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合には、直ちに、市教育委員会に報告する。

法第28条第1項によれば、重大事態が発生した場合には、学校が主体となって調査を行う場合と、学校の設置者として市教育委員会が主体となって調査を行う場合と考えられ、その判断は市教育委員会が行うこととなっている。

したがって、市教育委員会からの指示により、学校が主体となって調査を行う場合は、校長が「学校いじめ調査委員会」を設置して、適切に取り組む。また、市教育委員会が主体となって調査を行う場合には、その調査に協力する。

参考《重大事態の調査主体と調査組織》 市基本方針より

(a) 学校が主体となって調査を行う場合

[対象事案]

- いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

[調査組織]

学校に設置の「岩切小学校いじめ防止等対策委員会」を母体として、学校評議員、P T A役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。

(b) 学校の設置者が主体となって調査を行う場合

[対象事案]

- 学校が主体となって調査を行う場合以外の事案

ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏

まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと仙台市教育委員会が判断する場合には、学校の設置者が主体となって調査を行うものとする。

〔調査組織〕

条例によりあらかじめ設置される仙台市いじめ問題専門委員会（仙台市教育委員会の附属機関）を調査組織とする。

③ 調査結果の提供及び報告

学校は、「学校いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

また、調査結果については、学校が仙台市教育委員会に報告し、仙台市教育委員会が市長に報告する。

4 その他の重要事項

①本基本方針は、学校ホームページで常時公表する。

本基本方針に基づき実施した前年度の実施結果については、自己点検・評価を行い、学校評議員、PTA役員から意見をいただき、必要に応じて、今後の事業見直しの検討を行い、その結果を報告する。また、その中で、本基本方針の見直しに関する意見があった場合には、広く意見を伺い、十分に検討したうえで、必要な見直しを行う。

②ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

ネット上のいじめとは、以下のとおりとする。

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめをおこなうもの。

未然防止には、パソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。